

毎週火、金曜日発行(但休日に当たるときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
◇監査公告 昭和三十一年度に係る繭検定所の定期監査の結果公表

監査公告

鳥取県監査公告第九十号

地方自治法第九十九条の規定に基づき、昭和三十年年度に係る繭検定所の定期監査を執行したので、その結果を次の通り公表する。

昭和三十二年六月二十八日

| | |
|---------|------|
| 鳥取県監査委員 | 松本利治 |
| 同 | 荻原治郎 |
| 同 | 小谷善高 |
| 同 | 上根政幸 |

監査箇所 執行年月日

繭検定所 昭和三十二年四月八日

繭検定所 昭和三十二年四月八日監査

| | |
|------|------|
| 監査委員 | 松本利治 |
| 同 | 荻原治郎 |
| 同 | 小谷善高 |

一 当所本年度の業務実績は、繭検定五九二件(春繭二七一件、初秋繭八三件、晩秋繭二三八件)鑑定五一一件(春繭一八一一件、初秋繭一五三件、晩秋繭一七七件)繰糸試験五七六貫余、乾燥試験九一貫余、研修用原料繭三、六七八貫余であつて、これらを前年度と比較すると、検定が三件減、鑑定が一九件増、繰糸試験が八一貫余減、乾燥試験が二貫余増、研修繰糸用繭が八八貫余増加している。

また收支状況は次に示すとおりであつて、県職員費(人件費一名分)二百七十七万余円のうち一百三十万余円(五名分)は当初予算編成に当り特定財源を充当

しているので、これを考慮すれば残りの六名分の人件費を除いては、独立採算により運営し、なおかつ六十

三万余円の収入増加の見込である。

| | | | |
|-----|------------|------------|-----------|
| 事業費 | 予算額 | 決算見込額 | 残 |
| 職員費 | 二二、五八八、〇〇〇 | 二〇、八四二、〇〇〇 | 二、七四六、〇〇〇 |
| | 二、七七四、〇〇〇 | 二、七七四、〇〇〇 | 1 |
| 計 | 二六、三六二、〇〇〇 | 二二、六一六、〇〇〇 | 二、七四六、〇〇〇 |

(右財源)

| | | | |
|-----------|------------|------------|------------|
| 国庫補助金 | 四三五、〇〇〇 | 四三五、〇〇〇 | 1 |
| 使用料、手数料 | 一、一七三、〇〇〇 | 一、二〇四、〇〇〇 | 三一、〇〇〇 |
| 生産収入 | 二二、〇七七、〇〇〇 | 二〇、九三九、〇〇〇 | △二、一三八、〇〇〇 |
| 費 | 一、六七七、〇〇〇 | 一、六七七、〇〇〇 | 1 |
| 計 | 二六、三六二、〇〇〇 | 二四、二五五、〇〇〇 | △二、一〇七、〇〇〇 |
| 差引 | | | 六三九、〇〇〇 |
| 県費充当額の内訳は | 事業費裏付 | 二〇五、〇〇〇 | |
| | 人件費 | 一、四七二、〇〇〇 | |

二 検定事務終了後における研修線系は、当所の運営管理に直接影響を及ぼすだけに慎重考慮を払って努力さ

れていることは認められるが、更に線系結果による糸歩と買入糸歩との関連、年間計画糸歩との比較対照等、

線業実績を検討し、線糸技術の保持及び経営の改善向上に資せられたい。

三 繭検定、鑑定並びに各種試験は複雑で、しかも収入を伴うが、作業能率の向上、事務処理の簡素合理化に
なお一層工夫されたい。
なお原材料費(生繭購入費)で乾繭手数料及び集荷指導費を支払っているのは適正でないので、予算措置を講ずべきである。